

第5章 WTO加盟に向けた企業法制整備 投資法、 企業法の改正

著者	石田 暁恵
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	情勢分析レポート
シリーズ番号	3
雑誌名	2010年に向けたベトナムの発展戦略：WTO時代の新 たな挑戦
ページ	99-132
発行年	2006
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014814

第5章

WTO加盟に向けた企業法制整備
投資法、企業法の改正

石田 暁恵

はじめに

ドイモイ後、ベトナムでは所有セクター別企業制度が採用され、1987年に外国投資法、1990年に民間企業を対象とする企業法と私営企業法、1995年に国有企業法が制定された。企業や事業組織の投資を奨励する制度基盤として、外国企業に対しては外国投資法、国内企業に対しては国内投資奨励法（1994年）があり、ここでは外資と内資で扱いの異なる制度が適用されてきた。ベトナムがWTO加盟をする際に、真っ先に超えなければならないハードルの1つが、WTOの内国民待遇の原則の国内での実施であった。2005年企業法、投資法の制定は、WTOの求める企業設立・活動に関わる内国民待遇にとどまらず、所有セクター間の差別をなくし、すべての所有セクターに共通の投資環境を整備することを目的としており、これはベトナムの所有セクター別企業制度を根底から覆す意味を持っている。

2005年に制定された投資法、企業法は、内資・外資、国有・非国有の区別をなくした企業活動の「公平な競争の場」(level playing field)を新たに作り始めたという意味を持っている。しかし現実にはまだ始まったばかりの行程である。ベトナムの市場経済化において最大の問題となっている国有企業改革は完了していない。2006～2010年の期間は、国有企業改革のスピードアップとすべての所有セクターを公平に扱う企業制度整備を平行して進めていく過程であり、同時にWTO加盟交渉でベトナムが交渉相手国に約束した市場開放ロードマップを着実に実施しなければならない過程である。その過程で多くの調整が必要になることは容易に想像できる。

本章では、今後多くの政策調整がありうるという前提で、2005年に制定された投資法、企業法の制定過程（第1節）、投資法の概要（第2節）、企業法の主要な変化（第3節）、残されている課題（おわりに）を論じる。

第1節 投資法、企業法の開かれた立案過程

1. ドイモイ後の所有セクター別企業制度の推移

冒頭にも述べたようにベトナムは所有セクター別企業制度を採用してきた。ドイモイ開始後、1987年に外資導入の目的で外資法が真っ先に制定され、次いで1990年に民間企業の活動を保証する会社法⁽¹⁾(有限責任会社と株式会社を規定)、私営企業法(個人経営企業)を制定した。1996年に制定された国有企業法は、多所有セクター経済の下での国有企業の法的基盤であっただけでなく国有企業を株式化、有限会社化することも視野に入れた国有企業法であった。国有企業改革遂行の必要性から、国有企業法制定と同時に国有企業の所有転換後の受け皿としての統一企業法制定作業が開始されたが、実際には国有企業改革は進展せず、1999年に従来ของบริษัท法、私営企業法、その他関連諸規則を統合する民間企業の(統一)企業法(以後、1999年企業法とする)となった。

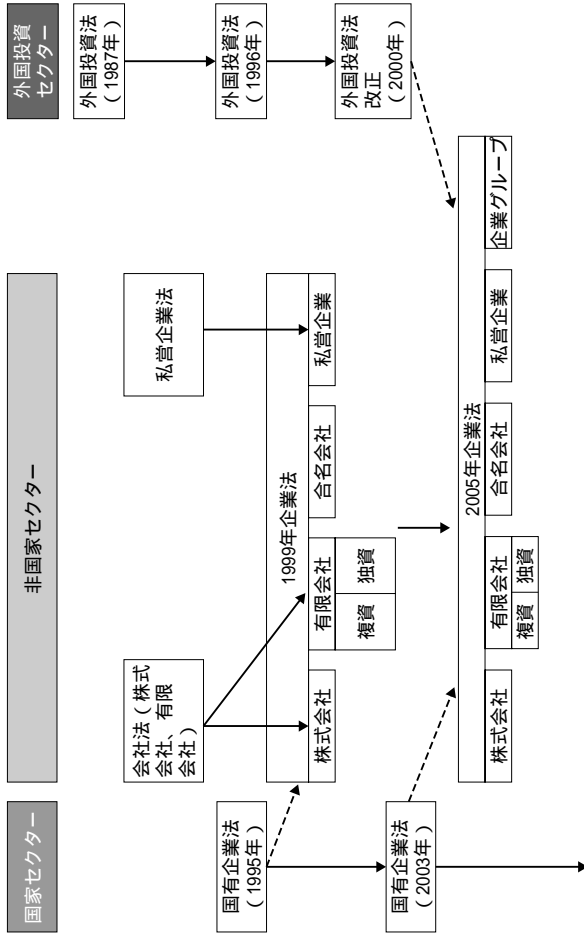
1999年企業法では、従来ของบริษัท法、私営企業法に比較すると、設立手続きが簡素化されたものとなり、法が定める条件を満足すれば企業設立・登録ができる制度となった。民間企業に対する参入規制は強く残っていたが、同法の施行により民間企業の設立、活動が活発化し、民間セクターはベトナム経済の重要な一翼を担うまでに成長してきた。

外国投資法は、外国投資の活動を奨励するだけでなく同時に規制する法であり、外国投資企業が法人として存立する基盤であった。外国投資法は1996年に全面改正され、その後の政策変化によって2000年に一部修正が加えられた。1996年法では、外国投資に対する奨励分野、禁止分野、条件付投資分野が定められていた。

国有企業法は2003年に改正された。2003年国有企業法は、国家が支配的シェアを保有する場合は、所有形態を転換(株式化、有限会社化)した国有企業にも適用されるとし、国有企業改革の推進と国家セクターの強化を意図する法となっている。

2005年企業法は、本来は内外資に統一的に適用される企業法とすることが目指されていた。しかし国有企業改革が計画より遅れていたため「企業法」への統合が実態として不可能であり、施行後4年間で国有企業改革を完了すると

図5-1 企業法の変遷



< 時期別の課題 >

1990年代初期
民間企業活動の基盤整備

1990年代後半
国有企業改革（有限会社、株式会社への所有形態転換の推進）
民間企業の活性化

2005年の変化
WTO加盟への対応
・外資の内国民待遇
・国有企業改革を要求する外圧
・民間企業の発展奨励
・グローバル化への企業組織対策
・4年後に国有企業の所有形態転換完了

（出所）筆者作成。

ということが企業法に明記され、少なくとも2010年までは国有企業法と企業法が並存することとなった。その意味では、2005年企業法施行から2010年までの時期は、統一企業制度を完成するまでの過渡期と位置づけられる。

2. 投資奨励措置の統一

ベトナムでは、国の経済・社会発展計画にしたがった投資計画が策定されており、外国資本、民間資本をこれらの投資プロジェクトに動員する策として、投資奨励制度が定められている。外国投資に対しては、外国投資法に基づいて、国内資本に対しては国内投資奨励法（1994年制定、1998年改正）に基づいて奨励措置が定められてきた。2003年に、外国投資法と国内投資奨励法の税制上の優遇措置を廃止し、改正法人所得税法の下で内外資の扱いが一歩化された。WTO加盟を視野に入れた税制改革の一環であった。2005年投資法は、WTO加盟に向けて内外資を平等に処遇するという意思表示の意味を有している。立法案に際しては、明確にWTOの原則に反する場合（例えば輸出補助）を除き、既存の外資に対する優遇条件を大きく変えないようにすることが基本方向であった。同時にこれは、これまで外国投資セクターや国家セクターとの差別に不満を抱いていた民間セクターの活動を活性化する効果を持つと期待されている。

3. 内外の意見集約に努力した法制定過程

内外資無差別に適用する投資法、企業法の改正は、2002～2007年期の立法プログラムに含まれており、企業法に関しては2006年前期国会で制定される予定であったが、このスケジュールを繰り上げて2005年後期国会で制定した。その背景には、WTO加盟交渉に関連して諸外国からの強い圧力があつた。2005年5月のベトナム援助国会合の民間部会（Business Forum）で、計画投資省は投資法草案と企業法草案に対するコメントを内外のビジネス関係者に求めた。この会議では、収用の際の補償条項、外国投資企業が関係する紛争の解決、企業登録の曖昧性、投資法施行後に投資奨励措置が変化した場合の対処など、多くの問題が指摘された（Vietnam Mid-term Consultative Group Meeting [2005]）。

投資法、企業法の草案立案は、首相の指導下で2004年から開始され、計画投資省の下に関係諸省庁・組織の代表が参加する草案立案委員会が設置され、諸外国の投資法、企業法の研究、ベトナムの投資法、企業法のこれまでの総括

などを行っただけでなく、草案に関する公聴会を開いて国際援助機関、ドナー諸国、先進諸国のビジネス界、ベトナム商工会議所（Vietnam Chamber of Commerce and Industry: VCCI）などから意見を広く求めて立案作業が行われた。VCCIは、改正された草案を随時インターネットで公開し、一般からの意見を公募し、民間企業だけでなく外国投資企業からも意見集約を行い立案作業に関わった。

2005年10月から開催された後期国会で投資法、企業法の審議が行われた。この時の草案に対して、欧米、オーストラリアの商業会議所代表から修正の要請と、修正しない場合は両法の国会承認を見送ることを要請する建議が提出された。上記の外国の商業会議所が問題とした重要な点は、外国からの借り入れに対する政府保証の廃止、紛争解決条項、企業登録と審査制度、投資優遇措置（税法との整合性）に関する条項であった。国会は、11月5日、7日の2回の審議結果を取り込んで、修正案を21日に再提出して審議した。ここでも投資案件の審査・許可制度が、外資だけでなく、内資でも手続きを煩雑にするという意見がVCCIから出され、これを含めて再調整し、11月29日に投資法、企業法が国会で承認された。国会で承認された投資法では、諸外国の商業会議所が問題視した紛争解決条項は、その意見を取り入れ、外国仲裁を容認する方向で修正された。

2005年に入ってから投資法、企業法の立案・制定過程を振り返ると、WTO交渉相手国がこの2法を内外企業の公平な活動を保証する重要な法と考えていたこと、交渉相手国が納得する法の内容を備えなければWTO交渉の早期決着がむずかしかったことが読み取れる。立案、制定過程における公開性、透明性が厳しく要求され、ベトナム側もそれに応えたとみることができる。

2005年投資法は、WTOの内国民待遇、貿易関連投資措置（TRIMs）、貿易関係知的所有権（TRIPs）の基準を満たすことを目的とし、それに伴い投資活動の主体である企業についても内外資共通の企業制度を同時に整備することが要請されていた。本章では、次の第2節で2005年投資法の概要を述べ、これに関連した企業法の変化を第3節で紹介していきたい。

第2節 2005年投資法の概要

1. 投資法の目的と構成

2005年投資法案立案において、政府は、投資を経済社会発展の原動力と位置づけ、内外資金を動員し、すべての所有セクターに「平等で差別のない」活動の場を提供し、投資経営環境の改善、投資家が信頼する法環境により投資を吸収し、資金効率を高め、これまでベトナムが締結した多国間条約、二国間協定で約束してきた投資、貿易関連の規制撤廃の実行とWTO加盟に必要な条件を整備し、アジア地域での競争力を高め、少なくとも他の諸国と同等の投資優遇、奨励政策を実施する必要（特に中国との競争）に配慮した⁽²⁾。このような政府の姿勢は、投資法に明確に示されている。投資法は10章からなり、その構成は、第1章総則、第2章投資保護、第3章投資家の権利と義務、第4章投資形式、第5章投資優遇・支援分野と地方、第6章直接投資活動、第7章国家資本投資と経営、第9章投資に対する国家管理、第10章施行となっている。以下、投資法の構成にしたがって概要を述べる。

2. 総則（1条～5条）

（1）適用範囲

投資法の適用範囲は、ビジネス目的の投資活動、投資家の権利・義務、投資家の合法的権利の保証、投資奨励と優遇、ベトナム国内における投資に対する国家管理、ベトナムからの対外投資⁽³⁾である（1条）。投資対象は、国内投資家と外国投資家、投資活動に関わる組織・個人である（2条）。

（2）投資、投資家、外国投資、外国投資家、外国投資企業（3条）

投資法は、3条で用語の定義を行っている。ここで、投資とは、投資家が投資法および他の関連諸法の規定にしたがって投資活動を行うために、有形・無形の各種財産の形態で投資することと定義される（1項）⁽⁴⁾。

投資家とは、ベトナム法にしたがって投資活動を実行する組織、個人とされており、企業法に基づいて設立された企業で、国有、私有、外国資本の別を問わない、協同組合（協同組合法により設立される）、投資法施行前に設立

された外国投資を有する企業、個人経営の事業者、外国の組織・個人、在外ベトナム人、ベトナムに常駐する外国人、である（4項）。

外国投資家は、ベトナムで投資活動を実行するために投資する外国組織、個人であり（5項）、外国投資企業はベトナムで投資活動を実行するために外国投資家が設立した企業と外国投資家が出資、吸収、買収したベトナム企業から成る（6項）。外国投資は、投資活動をするために外国投資家が貨幣およびその他の合法的財産による資本をベトナムに投資することである⁽⁵⁾（12項）。

（3）投資政策（4条～5条）

投資法は、法が禁止していない分野、業種への投資を認め、投資家が投資活動に関して自主的に決定することができるとしている。外資、内資、国有、私有の区別なく投資家は法の下において平等に扱われる。（外国投資法による100%外資企業の場合の法定資本は総投資資本の30%、合併の場合の外国資本最低30%という資本規制はなくなる。）国は投資活動を奨励し、好ましい条件を整備する。国は投資家の財産、資本、所得、その他の合法的利益に関して、投資家の権利を認め保護し、投資活動の長期的発展を認める。ベトナムが加盟する国際条約の投資関連規則の実行を約束する。国は特定地方、分野に対する投資を奨励し優遇措置を講ずる。

（4）投資法への他の関連法、国際条約、国際慣習の適用

投資法はベトナム国内の投資に対しては投資法と関連国内法を適用する。ただし、他の法によって規定される特殊投資活動に関しては、当該法が適用される⁽⁶⁾。投資法の規定が、ベトナムが加盟する国際条約の規定に反する場合は、国際条約の規定が優先する。外国投資活動に関してベトナム法で規定がない場合で、当該活動について外国法、国際慣習がベトナム法の基本原則に反しない場合、外国法と国際投資慣習の適用を当事者間の合意に基づいて契約できる。

3. 投資保護（6条～12条）

（1）投資家の財産に対する保護

投資法は、投資家の資本・財産が国により国有化や没収を受けないことを明

記し、国家目的（国防・治安、国家利益）による収用に対しては、収用通告時点の市場価格で補償する（6条）。知的所有権と技術移転に関わる投資家の合法的利益を保護する（7条）。

（2）市場開放

投資法で新たに市場開放の規定が盛り込まれた。「ベトナムが加盟する国際条約の規定と合致する」ように外国投資家に対して、市場開放を約束し、WTOが規制している貿易関連投資措置をとらないことを明記している（8条）。

（3）外国送金の保証

外国投資家は、ベトナムで納税等の財務的義務を果たした後、利益、技術・サービスに関わる報酬、外国借入の元利、投資資本、投資家が合法的に所有するその他の財産を、交換可能通貨で送金できる。

（4）価格、料金等の統一的適用

国が管理する商品、サービスの利用に関して、投資家は統一的料金の適用を受ける。これまでのような外国人料金は適用されない。

（5）法、政策の変更の際しての投資保護

法、政策の変更があって、それ以前に投資家が受けていた権利、優遇措置よりも有利な措置が供与されることになる場合は、投資家は新法、新政策の発効時点から新規則にしたがった有利な措置を享受できる。法、政策の変更により、投資家の権利、優遇措置に関して投資家が不利益を被るときは、投資許可証に記載された優遇措置を受けることを保証されるか、もしくは課税収入からの損害控除、投資プロジェクトの活動目標の調整、適切な補償の措置の一部あるいはすべてを受けることにより解決される（11条）。

（6）紛争解決

紛争解決の原則は、当事者間の交渉、和解、仲裁、裁判による解決である。当事者の一方が外国人である場合の紛争、外国投資家間の紛争は、ベトナム裁判所、ベトナム仲裁、外国仲裁、国際仲裁、紛争当事者が設置に合

意した仲裁、で解決される（12条3項）。

投資法は、ベトナム国内での投資活動に関する外国投資家とベトナム国家機関との紛争は、原則としてベトナム国内仲裁または国内裁判所で解決しているが、「但し、所管国家機関代表と外国投資家の契約に、またはベトナムが加盟する国際条約に別の規定がある場合を除く」との但し書きが付け加えられている（12条4項、下線は筆者）。

この条項は、投資法制定直前まで外国投資家団体が修正を要求した条項である。国会審議にかけられた草案では、12条3項は「外国要素を有する投資家間の紛争」⁽⁷⁾とされており、外国投資企業ならびに契約における外国側当事者がふくまれるかどうか不明確であるという意見が出された。また4項についても、「ベトナムが加盟する国際条約に別の規定がある場合を除く」という文言だけでは外国投資家はベトナムへの投資に不安を抱くであろうとの懸念⁽⁸⁾が表明され「所管国家機関代表と外国投資家の契約に」という文言が付け加えられた⁽⁹⁾。

4．投資家の権利と義務（13条～20条）

投資法には投資家の権利として、投資 - 経営自主権、投資財源へのアクセスと使用の権利、投資関連の貿易、広告、市場アクセス、加工・再加工に関する権利、外貨購入の権利、投資の移転・調整の権利、土地使用权とそこに付随する資産（建築物）を抵当に付す権利、投資優遇を受ける権利、不服申立、訴告⁽¹⁰⁾の権利などが記載されている。これまでになかった権利として、法律、政策、行政手続きに関する文書、投資活動に関連する国家経済、地方経済に関する資料・情報にアクセスする権利、さらに投資関連の法律、政策に意見表明する権利が加えられた。実際、施行細則立案にあたり、ベトナム政府は民間企業団体、外国投資企業団体などから意見を集め、草案に取り込んでいる。

5．投資形態（21条～26条）

投資法は内資・外資双方を視野にいれて投資形態を規定している。投資法が定める投資形態で、従来の外国投資法と決定的に違う点は間接投資を投資形態に含めたことである。

直接投資は投資プロジェクトの経営に参加する投資とされ（3条2項、下線

は筆者)、間接投資は株式、短期・長期債券等有価証券の取得、証券投資ファンド、その他の中間ファイナンス制度を通じた投資で、経営参加をしない投資と定義されている(3条3項、下線は筆者)。外国投資法は直接投資だけを対象にし、100%外国投資事業、合併事業、ビジネス・コントラクト(Business Cooperation Contract, BCC)の3形態を直接投資形態としていた。投資法では、これを外資だけでなく内資にも適用する。

投資法では、直接投資は経済組織設立を伴う投資とされ、経済組織について企業法に基づいて設立された会社、金融機関(銀行法、保険業法等の法により設立された会社)、医療、教育、研究、スポーツなどの社会サービス事業体⁽¹¹⁾、協同組合、その他の形態の事業体を含む。契約に基づく投資は、事業組織の設立を行わない。

投資法は上記の他に、拡張投資、経営組織の管理に参加する株式または直接出資、企業吸収・買収による投資⁽¹²⁾、その他の合法的直接投資形態を、投資法の対象となる投資形態としている。

BCCの中では、原油・ガス・その他の天然資源の開発は生産分与契約、国家机关と外国投資家の協力によるインフラ開発への投資は、BOT, BTO, BT(以後BOTとする)契約とされ、BOT契約に関する政府規則を制定する。BCCは事業体を設立せず法人格はないが、事業実行のための調整委員会を設置することが規定されている。

6. 投資優遇と投資規制(27条~44条)

投資法は、投資優遇を与える分野、地方を定めるとともに、投資を規制、禁止する分野を定めている。外国投資に対しては、ベトナムが国際条約で約束した投資、市場開放のルールにしたがって条件付投資分野の条件を定め、国際条約で約束した市場開放のロードマップを実施するとし、具体的な投資条件は政府が定める。二国間通商協定(BTA)、二国間投資保証協定(BIA)、WTOの二国間交渉での約束などが関係して、通信、サービス、商業、金融などさまざまな分野で、外国投資に対する規制は、ここしばらくは続くことが予想される。

投資活動を支援する措置として、技術移転、技術訓練、投資関連サービス(投資、技術移転、訓練、市場・技術情報等の提供、販売・投資・貿易促進、社会団体・職業団体の設立・参加、中小企業向けのデザイン・試験機関の設立)

工業区等のインフラ整備、外国人投資家・専門家・技術者とその家族への出入国に関して、国が支援することを定めている。

投資優遇分野、地方、規制分野、禁止分野は下記のとおりである。

(1) 投資優遇分野 (27条)

新素材、新エネルギーの生産；ハイテク技術製品、生化学製品、通信技術製品の生産；加工用機械

養殖、農林水産加工；塩業；種子、樹木、養殖種の生産

ハイテク技術、現代技術の使用；環境生態系保護；ハイテク技術研究開発 (R&D)

大量雇用

インフラ開発、重点案件、大規模案件

教育、医療、スポーツ、民族文化事業の発展

その他の奨励される生産・サービス

(2) 投資優遇地方 (28条)

経済社会困難条件を有する地方、特別経済社会困難条件を有する地方

工業区、輸出加工区、ハイテク工業区、経済区への投資

(3) 条件付投資分野 (29条)

条件付投資分野には以下の分野があげられている。

国防・治安、社会秩序・安全に影響する分野

金融・銀行

公衆衛生・健康に影響する分野

文化、通信、報道、通信

サービス

不動産経営

天然資源の調査、探査、探鉱、開発；生態系環境

教育・訓練事業の発展

その他法が定める一部分野

(4) 投資禁止分野 (30条)

国防、国家治安、公共の利益に害を及ぼす案件

ベトナムの歴史的遺跡、文化、教育、公序良俗に害を及ぼす案件

人民の健康に害を及ぼし、自然破壊、環境破壊をもたらす案件

外国からの有毒廃棄物をベトナムにもたらす案件；有毒化学品の生産もしくは国際条約で禁止されている有毒化学薬品の使用

外国投資に対しては、上記の条件付投資分野以外に、ベトナムが国際条約で約束した市場開放ロードマップにしたがった規制が加わる⁽¹³⁾。条件付投資分野に属さない分野にすでに投資している外国投資企業に関しては、活動中に条件付投資分野にその事業分野が加えられた場合、投資家は当該分野で引き続き活動を継続できる。

7 . 投資優遇 (32条～39条)

優遇投資の条件(分野・地方)を満たす投資に対する投資優遇措置には、税制上の優遇措置、欠損金繰越、減価償却、土地使用、工業区(工業団地)等⁽¹⁴⁾への投資優遇措置がある。投資優遇措置は投資証明書に記載することを要求できる。税制面での優遇措置は税法の規定にしたがう。欠損金の繰越は5年を限度として認められる。固定資産に対する加速減価償却が認められるが、償却率は固定資産償却規則⁽¹⁵⁾の規定の2倍を限度とする。投資事業に使用する土地使用期間は原則として50年を限度とするが、投資回収が遅いプロジェクト、投資回収に長期間を必要とする地方(経済社会的に困難な条件にある地方と特別に経済社会困難な条件にある地方)への投資については70年を限度とする。工業区、輸出加工区、ハイテク工業区等への投資に対する優遇措置は、経済社会発展条件と投資法の原則にしたがって、政府が定める。

8 . 直接投資活動 (45条～66条)

(1) 投資手続き

投資法は、投資額の規模により登録を義務付け、条件付投資リストに属する分野への投資に対しては投資案件審査を行うとしている。所管投資管理機関への投資登録によって、投資証明書を発給される。投資登録をすれば、投資優遇措置が投資証明書に記載される。外国投資の場合は、投資証明書が経営(企業)

登録証書でもある。投資案件が、条件付投資リストに含まれる分野への投資は、投資金額の多寡にかかわらず、所管投資管理機関の審査を受けなければならない。

(2) 登録手続き

登録手続きは、資本額により異なり、また国内投資家と外国投資家でも異なる。条件付投資分野の場合は審査手続きを経なければならない。投資手続きは以下の通りである。

国内投資家の場合

投資額が150億ドン未満の場合で、条件付投資リストに属さない分野への投資は、登録は不要である。

投資額が150億ドンから3000億ドン未満の投資で条件付投資リストに属さない場合は、省の投資管理機関で登録する。

投資額が150億ドンから3000億ドン未満の投資で条件付投資リストに属する場合は、所管投資管理機関で審査を受けて投資証明書の発給を受ける。

投資額が3000億ドン以上の投資および条件付投資リストに属する場合は、所管投資管理機関で審査を受けて、投資証明書の発給を受ける。

外国投資家の場合

外国投資家による投資は投資登録をしなければならない。ベトナムに初めて投資する外国投資家は、投資プロジェクトを備えていなければならない、所管投資管理機関で投資登録を行うか、審査を受けなければならない。投資証明書は経営登録承認証書も兼ねる。

投資額が3000億ドン（1米ドルを15000ドンとして、2000万米ドル）未満で条件付投資リストに含まれない分野へ投資の場合、省の投資管理機関で登録する。

投資額が3000億ドン未満で条件付投資リストに含まれる分野への投資の場合、所管投資管理機関で審査を受けて、投資証明書の発給を受ける。

投資額が3000億ドン以上および条件付投資リストに属する分野への投資の場合、所管投資管理機関で審査を受けて投資証明書の発給を受ける。

投資法施行前に投資許可証を発給されている外国投資家は、投資証明書の発給手続きをとる必要はない。投資家が再登録を必要とする場合は、投資法の規

定にしたがって投資登録手続きをとらねばならない。

投資法施行前に投資を行った国内投資家は、投資登録または審査の手続きをとる必要はない。投資証明書が発給を必要とする場合は、所管投資管理機関で登録しなければならない。(第10章施行、88条)

複数の投資家が関心を有する重要投資案件に関しては、入札で投資家を選考する。

投資家が投資プロジェクトを行うために必要な土地使用に関しては、土地法の規定にしたがう。

(3) 投資プロジェクトの実行

投資プロジェクトの実施に関係して、土地法、鉱業法、建設法の規定が投資プロジェクトに適用される。市場での販売に関し、投資家は地域の制限なく直接あるいは代理店を通じて販売できる。投資家は販売価格を自由に決定できるが、国が価格管理する商品については国の価格基準にしたがわねばならない⁽¹⁶⁾。投資家はベトナムの銀行で外貨口座、ドン口座を開設できる。国家銀行が認める場合は、海外の銀行に口座を開設できる。投資管理と経営管理について、専門の管理組織、経営管理組織と経営、管理契約を締結できる。投資証明書発給の日から62カ月以上経過しても、投資家が投資プロジェクトを実施しない場合、投資証明書申請の時に約束したスケジュールにしたがって実施する能力がない場合、正当な理由がない場合は、投資証明書は回収される。

投資プロジェクトが停止される場合は、投資証明書に記載された活動期限が終了した場合、契約、会社定款または投資家の合意により投資活動を停止する条件にしたがって活動を停止する場合、投資家がプロジェクトの停止を決定する場合、法に違反し、国の投資管理機関もしくは裁判所、仲裁の決定により活動を停止する場合、である。

政府が重要投資プロジェクトと決定したプロジェクトについては、所管国家機関が資本の借入、原料供給、商品の消費、支払い、プロジェクトに関するその他の契約義務の履行を保証する。

9 . 国家資本投資と経営 (67条 ~ 73条)

投資法は、国家資本投資も適用範囲に含め、各期毎の国の経済社会発展戦略、

長期計画に符合して投資されなければいけないこと、国家資本投資の管理方法と透明性、公開性の確保、国家資本管理に関わる関係諸国家機関間の分業と分権の実行を定めている。

ベトナムは国有企業改革のロードマップを作成し、それを実行するとしている。国有企業の株式化、有限会社化によって、企業組織、活動の形態を変え、民間経営の要素を取り込んで企業活動の効率性を高めることを目的としている。その際、国家資本投資経営総公司（State Capital Investment Corporation: SCIC⁽¹⁷⁾）が国家資本の所有者となり、国有企業から所有形態を株式会社、有限責任会社に転換した企業に投資する。国家資本がSCICを経由して投資されることにより、形式的には国有企業改革で問題とされてきた主管制度問題⁽¹⁸⁾が解決される。

国の公益事業は、入札方式で実施され、政府が定める特別な場合を除き、すべての所有セクターが平等に参加できる。

国の発展投資信用資本の投資対象は、特定の重要な部門、分野で、経済社会効果を有し、返済の可能性がある大規模プロジェクトである。国家投資プロジェクトのコントラクター選考は、入札方式で行われる。

10. 対外投資

投資法は、ベトナムからの対外投資も適用範囲に含めている。投資家はベトナム法と投資受け入れ国の法の規定にしたがい、外国に投資できる。国は、所有セクターによる差別なく、平等を基礎として、融資を受ける投資家に有利な条件を整備し、特別投資奨励分野の対外投資プロジェクトに対する融資の保証を行う。対外投資についても、投資奨励、禁止分野があり、これは政府が具体的に定める。

特別投資奨励分野には、大量労働力輸出、ベトナム伝統産業の発展に効果をもたらす場合、市場拡大、海外における天然資源開発、輸出・外貨所得の増大が含まれ、ベトナム企業の投資を奨励する。これは、現在まで行われてきた対外投資の大部分が国有企業による対外投資であり、市場開発、資源開発などの案件を含んでいたことを反映している。

投資家の権利として、所管投資管理機関から投資の承認を受けた後、外貨管理法の規定にしたがい海外送金することが認められる。投資優遇、ベトナム人

従業員の海外派遣も権利とされる。義務として、対外投資による利益、収入のベトナムへの送金、外国でのファイナンス、事業活動に関する報告、国に対する財政義務の履行、対外投資終了時の資本・資産のベトナムへの送金などがある。投資手続きとして、150億ドン未満の投資案件は投資登録のみ、150億ドン以上の投資案件は投資審査を受けなければならない。具体的手続きは政府が定める。

11. 投資に関する国家管理

投資に関する国家管理は以下の事項から成る。

発展投資に関する戦略、企画、計画、政策の立案と実現の指導

投資に関わる法規範文書の公布と実施

投資家が投資プロジェクトを実行することを、指導し、支援する、また投資家の障害、要求を解決する

投資証明書の発給、回収

投資効果評価、投資活動の検査、監査、監察の指導；不服申立、訴告の解決、褒章、投資活動における違反処理

投資活動に関連する人的資源育成活動を組織する

投資促進活動を組織する

上記の任務は、中央政府と関係省庁、地方政府、工業区・経済区のレベルに、分権される。投資活動に関する監査、検査は事業活動の実施状況、環境、技術、財務、市場管理など範囲が広く、所管機関が多様である。

国の投資管理に関して、個人は不服申立、訴告、提訴の権利を有し、組織は訴告、提訴の権利を有する。違反処理に関しては、投資家側の違反に対する措置とともに、行政側の違反に対する措置が規定されており、ベトナム行政に対して指摘されている腐敗への対応が盛り込まれている。

第3節 2005年企業法で何が変わったか

第1節で述べたように、2005年企業法はこれまでの所有セクター別に制定されていた企業法を統合して、内外資共通に適用される企業法であることに、

最大の意義がある。2005年企業法は、1999年企業法を基本的枠組みとして、それらを外国投資企業と企業形態を転換した国有企業に適用するための調整が行われている。本節では、外国投資法と国有企業法がどのように取り込まれたかという視点から、企業統治構造に現れている変化を中心に2005年企業法について述べることにする⁽¹⁹⁾。

1. 2005年企業法の目的と過渡的措置

2005年企業法の国会審議において、計画投資省は草案作成の骨子に6つの課題を⁽²⁰⁾掲げたが、それらを要約すると、経営自主権を尊重（許認可制度から登録制度へ）し、WTO基準に合致する企業制度を形成し、透明で、平等かつ安定的な近代的企業制度を形成することである⁽²¹⁾。

2005年企業法は、国有、民間、外国投資を問わず、すべての所有セクターの会社が、設立されて市場に参入し、活動し、退出するまでのルールを定めた法である。その条文をみると、特別に所有セクターを指定して適用される条項は少ない。しかし、既存の外国投資法により設立された企業と国有企業が存在するので、これに対しては過渡的措置を定めている。

外資法により設立された有限責任会社は、再登録を希望する場合は2年以内に行う、再登録しない場合は、投資活動期間終了まで「投資許可証に記載された分野・業種に関する経営活動と活動期間」で事業を継続する権利を有し、政府が定める投資優遇措置を受けることができる（170条2項a, b）。合併会社の再登録では、外国投資法の規定により定款の変更を要するので取締役会の全員一致が決定条件となり、合併パートナーの合意が必要である。

国有企業法に関しては、2005年企業法では、2003年に制定された国有企業法に準拠して設立された国有企業は施行から4年以内（言い換えれば2010年まで）に企業法に基づいた株式会社もしくは有限責任会社に企業形態を転換しなければならない、とされている。本法施行後に新設される国有企業は、本法と関連法にしたがって企業登録する。この移行期間中は、企業法が規定していない事項については、国有企業法の規定が適用されるとしている（166条）。

2．総則の主要点

(1) 企業法の適用範囲と対象企業の類型

1999年企業法は、有限責任会社、株式会社、合名会社（パートナーシップ）、私営（個人）企業を企業法の適用対象にしていた。有限責任会社には、出資社員一人の有限責任会社（以後、独資有限とする）と社員二人以上の有限責任会社（以後、複資有限とする）があり、独資有限の所有者は個人ではなく1つの組織であることが前提とされていた。2005年企業法では、これに加えて、個人による独資有限、企業グループが加えられた。企業グループ⁽²²⁾とは、経済、技術、市場およびその他の経営・サービスの利益において相互に長期的密接な関係を有する企業の集合を意味し、親会社・子会社、経済集団⁽²³⁾、その他の組織形態がある。

(2) 関連諸法、国際法の適用

2005年企業法は、すべての所有セクターの企業に同法を適用するとしているが、他の関連する特別法（銀行法、保険法など）がある場合は、これを適用するとする。国際法、国際条約との関係では、国際法の優先を明記した（3条3項）。これはWTO加盟を前提として追加されたと考えてよいだろう。

(3) 企業と企業所有者に対する国の保証

2005年企業法は、会社及び会社の所有者に対して、会社の長期的存続と発展を認め、法の下における平等を保証している。国は、会社及び会社所有者の財産、投資、収入に対して合法的権利を認め、国有化をしないことを保証している。国防、安全、国家利益を理由として、国が企業の財産を買上、徴用する必要がある場合は、企業は買上・徴用を決定した時点の市場価格で清算または賠償される。清算、徴用の場合は企業の利益を保証し、企業形態間で処遇の差別を行わない（5条）。

(4) 企業の権利と部門、業種および経営条件

2005年企業法では、1999年企業法と同様に、会社は、事業活動の部門、業種、地方、経営形態、投資形態を自主的に選択でき、資本調達方法の選択、契約の締結、貿易、雇用、技術導入、会社組織の決定、会社財産の処分、不服申

立と訴告、訴訟の権利が認められるとしている（8条）。

ただし、国は一部の部門、業種については条件⁽²⁴⁾を付し、あるいは禁止するとし、具体的な規則は政府が定めるとする。企業法からはその範囲を読み取ることにはできない。また、条件付経営部門、業種もしくはその経営条件について、中央省庁や地方政府が別に規定することを禁止し、中央政府による統一した施行とすることを明らかにしている。投資法でも同じことが言われているが、これは地方政府による投資誘致、企業誘致に関する裁量的実施を防止することを意図している。

投資法および他の関連法が満たすべき条件を定めている部門、業種では、企業は定められた条件を満たす場合に経営を認められる。企業が有していなければならない、または実現しなければならない経営条件として、具体的な部門、業種の経営許可証書、経営条件達成承認証書、就業証書、業種責任保険承認証、法定資本またはその他の条件を満たしていることを要求される（7条）。

（5）企業の義務

企業の義務は、経営登記した内容にしたがった企業経営、会計法・規則にしたがった忠実かつ正確で、期限を守った財務報告の作成と申告、納税コードの登録、税の申告と納付および法の規定にしたがったその他の財務上の義務履行、労働法にしたがった労働者の権利保護及び社会保険制度の遵守、製品品質保証義務、社会・環境を保護する義務の履行などがある（9条）。

その他、公共向けの生産・製品供給、サービスの提供に関し、入札による決定と企業の権利・義務が付け加えられた（10条）。

3．企業の設立と経営登録

（1）企業の設立と出資

内外の組織、個人は、法が禁止する場合⁽²⁵⁾を除き、ベトナムにおいて企業を設立する権利を有する。組織、個人は株式会社の株の購入、有限責任会社と合名会社への出資の権利を有するが、国家機関、人民武装勢力が公的資金を使用して、その組織のための営利目的企業を設立する場合、企業設立者が公務員法に定める幹部、公務員である場合は出資できない。

(2) 企業の経営登録

企業設立人は本法の規定にしたがい、完全な経営登録書類を所管経営登記機関に提出する、また経営登録書類の内容の忠実性、正確性に責任を負わなければならない。

経営登録機関は経営登録書類を確認し、書類受理後10労働日を期限として経営登録承認証書を発行する責任を負う。経営登記承認証書の発行を拒否する場合は、企業設立人に文書で通報して知らせなければならない、通報は理由、修正・補充の必要を明確にしなければならない。

経営登録に必要な書類は、会社の種類別に定められ(16～19条)、経営登録機関は企業設立人に対して、本法で定められていない他の証書を提出することを要求できない(15条3)とし、設立登録手続きの透明性を高めている。経営登録が禁止される分野、投資法、関連法の規定による条件を満足する場合は、7条で規定している。

経営登録内容(企業名、本店、支店事務所の住所、事業目的、定款資本、企業主の投資資本、代表者、その他)の変更は、変更実施の10日以上前(旧法では15日前)に経営登録機関に登録しなければならない。外国投資法によって設立された外国投資企業は、再登録すると、今後の事業展開が容易になるとみられる。

企業は、企業法に違反する行為⁽²⁶⁾があった場合、経営登録承認証書を回収される。

企業の名称は、ベトナム語表記でなければならない。既存登録企業名と重複するもの、実際に関連がないのにあるかのように誤解させる名称は、禁止される(32条、34条)。

外国投資法に基づいて設立された企業の再登録は、本節1で述べたとおりである。

4. 有限責任会社

2005年企業法の下では、企業法で定める3種類の有限責任会社(複資有限、組織が設立する独資有限、個人が設立する独資有限)と以前の外国投資法に基づいて設立された有限責任会社が存在する。外国投資法によって設立された企業が再登録する場合、合併企業は複資有限に、100%外資は独資有限に移行することが想定される。

図5 2 企業管理機構

2005年企業法における有限責任会社		外国投資法に基づく有限責任会社	
複資有限責任会社		独資有限責任会社	
最高意思決定機関	(出資社員10名以下の場合)	組織が所有者の場合	
	社員総会(出資者総会)	所有主に任命された委任代表者1名	所有主に任命された委任代表者2名以上
監督機能(任務・権限)	社員総会	会社会長	理事会
	社員総会会長	監査役 (所有主に対して責任を負う)会長・社長の経営管理の監査	監査役 (所有主に対して責任を負う)理事、社長、社長の経営管理の監査
執行機能(任務・権限)	社員総会決定の執行を監督	社員総会	社員総会
	社員総会決定の執行	社員総会決定の執行を監督	社員総会決定の執行
最高意思決定機関	(出資社員10名以上の場合)	個人が所有者の場合	
	社員総会(出資者総会)	会社会長	会社会長(所有主)
監督機能(任務・権限)	社員総会	監査委員会 権限・任務・資格要件等は定款で定める	監査役 (所有主に対して責任を負う)理事、社長、社長の経営管理の監査
	社員総会決定の執行を監督	社員総会決定の執行を監督	取締役会の執行と監督
執行機能(任務・権限)	社員総会決定の執行	社員総会決定の執行	取締役会の執行と監督
	社員総会決定の執行	社員総会決定の執行	取締役会の執行と監督

(注)社員10名以下でも、監査委員会を設置できる。
(出所)企業法関係条文をもとに筆者作成。

(1) 企業管理組織の機構

複資有限責任会社の場合は、出資社員で構成される社員総会（取締役会）社員総会会長、社長（執行役）を設置し、11名以上の社員を有する場合は監査役会を設けなければならない。

独資有限責任会社で所有者が組織である場合、委任代表者1～2名を任命する。委任代表者が2名以上の場合、これら委任代表者が社員総会を構成する。委任代表者が1名の場合、社長、監査役を置くことができるが、委任代表者が社員総会会長（会社会長）となる。社員総会会長、社長、監査役のいずれかが企業の法的代表者となる。企業の法的代表者はベトナムに在住していなければならない（67条）。

独資有限責任会社の所有者が個人である場合、会社会長と社長を置かねばならない。会社所有主が会社会長である。会社会長と社長は兼任できる。

(2) 定款資本の増減

旧外国投資法では定款資本の減資は認められていなかったが、2005年企業法では複資有限は減資が認められる（60条3項）。一方、1999年企業法では独資有限の場合に定款資本の増減が認められていたが（50条）、2005年企業法では独資有限の減資を認めていない（76条）⁽²⁷⁾。

(3) 社員総会における決定

複資有限の場合、社員総会の定足数は定款資本の75%とされ、旧法の65%から引き上げられた。1回目の総会が成立しなかった場合、2回目の総会は当初開催予定日から15日以内に招集され、定款資本の50%以上の出席で成立し、2回目も成立しなかった場合、3回目は2回目の開催予定日から15日以内に招集され、出席者の定款資本比率に関わらず成立する（51条）。

社員総会の決定は、普通決議は出席社員が代表する出資総額⁽²⁸⁾の少なくとも65%を代表する票で決定され、特別決議は75%である（52条）。旧法では、普通決議が51%、特別決議が65%であった。

旧外国投資法で設立された合弁企業の場合、特別決議は全員一致原則が義務付けられてきた。1990年代半ばに設立された合弁企業では、国有企業による土地出資が30%というケースが多く、この場合は新企業法の下で再登録して

も、外資側（70%出資）が特別決議事項を決定できないことが予想される。

組織が所有者である独資有限の場合は、所有主が任命した委任代表者によって構成される理事会が最高意思決定機関で、理事会メンバーの2/3の出席で成立し、普通決議は出席者の2/3以上、特別決議は3/4の承認で決定される。

5. 株式会社

2005年企業法は、基本的には1999年の株式会社規定を踏襲している。株式会社の要件、種類株（優先議決権株、優先配当株、優先償還株、会社定款が定めるその他の優先株）の発行、会社機構（株主総会、取締役会、社長（執行役）、監査役会）に関しては、ほとんど変更はない。

変化は、少数株主の権利、総会議決決定条件、取締役資格要件などに現れている。これらの項目の変化の理由として、証券市場からの資本調達を促進する必要から、外部株主、とりわけ外国投資家による株式投資の条件整備をしたことが考えられる。ここで言う条件の整備には、株式会社経営の透明性、公開性だけでなく、上場株式会社のほとんどが国有企業から所有形態を転換した企業であるので、これら企業の経営に上部管理機関が介入しないという意思表示も含まれていると読める。以下、株主の権利と統治機構について、要点を紹介する。

（1）普通株主の権利

普通株主の権利として、総会出席権、意見発表権、票決権、配当を受ける権利、新株優先購入権、自己保有株の自由な譲渡権、株主名簿閲覧権、解散・破産時の残余資産受け取り権などが明記されている（79条1項）。

（2）少数株主の権利

連続して6カ月以上、普通株の10%を所有する株主もしくは株主グループは、取締役会・監査役会メンバーの推薦権、財務・監査報告閲覧権、株主総会招集権、監査請求権を有する。また、取締役会が株主の権利、管理者義務に重大な違反がある場合、取締役会の任期終了後6カ月を経過しても新取締役会が選出されない場合、その他会社定款が定める場合に、株主総会招集権を有する（79条2項、3項）。

(3) 株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、以下の事項について権限と任務を有する。

会社の発展方向の承認

株式の種類、種類別株式総数の決定、株の種類別配当率、

取締役会、監査役会メンバーの任免

定款の改正

年次財務報告の承認

売却された総株数の10%を超える株式の買い戻し

取締役会、監査役会の違反行為と株主に与えた損害の審査と処理

組織再編、解散の決定

その他、法と定款が定める事項

株主総会の定足数は議決権株総数の65%、普通決議は出席議決権数の65%、特別決議⁽²⁰⁾は75%で承認される。

(4) 取締役会

取締役会に関しては、3～11人で構成され役員数は定款で定めること、ベトナムに常駐する者でなければならないこと、任期5年（再任可）は旧法と同じであるが、取締役は必ずしも株主である必要はないとし（109条4項）、外部からの取締役就任を認めている。

取締役の資格に、「国家所有50%超の子会社の場合、取締役会役員は、（子会社を）管理する者の関係者、親会社の管理者を任命する権限を有する者であってはならない」（110条2項）が追加され、国有企業統治で問題となっている主管機関の人的経営介入への予防的対応を示している。

(5) 監査役会

定款で特に定めがない場合、監査役会は3人から5人とし、任期は5年を限度とする。再任可、任期数の制限はない。監査役会長を、会の中で互選する。監査役会の権限と任務は定款で定める。監査役の半数以上がベトナムに常駐しなければならない、また少なくとも一人は会計士または会計監査士でなければならない（121条）。監査役の資格要件は、21歳以上、民事能力を有するこ

と、本法の規定で企業設立・管理を禁止されていない者、取締役員、社長その他管理者の家族でないこと、監査役員は会社の管理職務を兼任できないことであり、監査役員は必ずしも株主もしくは会社の労働者である必要はないことが付け加えられた（122条）。

監査役会は、取締役会、社長の会社管理・運営の監査を行い、株主総会に委任された任務を遂行する。監査対象は、経営管理・運営、会計処理監査、財務決算報告、年次経営状況報告書、年次財務報告、取締役会の管理評価報告の審査と株主総会におけるそれらの報告などである。取締役、社長に会社管理者義務に違反する行為があったことが発覚した場合、取締役会に文書で通知し、違反行為者に違反行為の停止とその影響（被害）克服を要求する（123条）。

6．企業の再組織、解散、破産

2005年企業法は、旧法と同様に清算型分割（division）と非清算型分割（separation）、新設合併（consolidation）、吸収合併（merger）について規定している。2005年法では、新設合併、吸収合併において、独占禁止法による規制を加えている。新設合併、吸収合併により市場占有率が30～50%になる場合、競争法が他の規定を定めている場合を除き、法的代表者が競争管理機関に通知しなければならない。新設合併、吸収合併により市場占有率が50%を超える場合は、競争法が他に定めている場合を除き、合併は禁止される（152条3項、153条3項）。

企業の解散に関する規定については、旧法と比較して大きな修正はみられない。解散に際しての債務処理において、法と労働契約で定められた労働者の権利にしたがい、労働者の賃金、退職金、社会保険を弁済すること、その他の債務の弁済を終えた後に、残余資産が出資者、株主の帰属となることが法で明記された（158条4項）。企業破産は企業破産法の規定にしたがう。

おわりに 投資法、企業法の残された課題

2006年10月にWTO加盟承認が確実となりつつある中で、2005年に投資法、

企業法が制定されたことは、透明で開かれた企業環境の形成を期待させるものである。新しい投資・企業制度が外国投資に新しい参入分野を開き、国内の民間企業活動を刺激し、国有企業が外資、民間との競争に直面せざるを得なくなることで、ベトナムの企業活動環境は大きな転機を迎えている。最後に2005年投資法と企業法が確実な基盤を築くまでに、克服しなければならない課題について述べておきたい。

投資法、企業法の制定は、WTOの原則をクリアするために急速に進められた。その立案過程で、国の内外を問わずに広く意見を公募して、作成・制定された。このような法案作成方法は新たな試みである。施行細則の立案段階でも、頻繁に公聴会やセミナーがハノイ、ホーチミン市で開かれ、インターネットで意見を公募している。その点から見れば、開かれた法制定過程であり、実施においてもそれが維持されている。しかし、裏返していえば、それはまだ発展度の低い企業・市場環境に、国際スタンダードの投資法、企業法を導入するための非常に慎重な試みである。ベトナム政府は、国際スタンダードと自国の現実との調整を、国際条約や外国との交渉で合意した「ロードマップ」にしたがうこと、また「その時期の経済社会発展の必要性」で進めていくとしている。結果として、投資法でWTOの原則は明記されたが、実施の具体化は政府の政策にゆだねられることとなっている。2006年7月1日の施行を予定していながら、施行細則の公布がこれに間に合わず、施行細則が公布されるまでの期間は計画投資省の指導により暫定的な投資登録手続きを行うこととなり⁽³⁰⁾、企業登録、外国投資企業の再登録、投資法の施行細則が公布されたのは、9月下旬であった。ロードマップの具体化、地方の管理権限などに関して国内の問題を調整する難しさを示唆するものである。

投資法と企業法がそれぞれ登録制度を設けたことにより、その手続きをいかにして簡素化するかという新たな問題が出てきた。旧外国投資法により設立された企業が経営再登録しない場合に旧外国投資法企業の法的基盤はどうなるのか、WTO基準に反する優遇措置の廃止（特に輸出奨励措置）が既存投資企業に損害をもたらす場合はどうなるのか、新しい投資・企業制度への移行期に伴う多くの問題が明確にされないまま残されている。施行細則に関する公聴会は、さまざまな利害を調整する交渉の場の意味もあるようである。税法、銀行法、保険法、建設法、商業法、証券取引法など多くの関連する法を、投資法、企業

法と調和させる作業もこれから必要になってくる。2005年企業法と並存する国有企業法との調整、また国有企業改革はどう進んでいくのかという問題も残っている。2010年までの期間にこれらの課題がどのように克服されていくのか、今後の変化を注視していく必要がある。

【注】

- (1) 1990年法は、ベトナム語でLuat cong ty (公司法)と表記され、1999年に制定された企業法は Luat doanh nghiep (営業法)と表記されている。本章では企業法を私営企業も含む広範囲の法とし、1990年に制定された法は狭義の「会社法」とする。
- (2) Chinh Phu, Cong Hoa Xa Hoi Chu Ngia Viet Nam (ベトナム社会主義国政府) “To Trinh Ve Du An Luat Dau Tu” (「投資法に関する国会説明」) 2005年9月28日付、VCCIの法案、議定案に関する一般意見募集のためのウェブサイト (<http://www.vibonline.com.vn/> 2006年7月閲覧)。
- (3) 投資法施行以前は、対外投資は政令で規定されていた。近年、ベトナム企業による対外投資は増加傾向にある。
- (4) この定義に関しては、内容が不明確であると指摘する意見があり、投資法が投資の登録を義務付けていることから、何をもって投資とするかについては施行細則で明らかにされる必要がある。
- (5) 1996年外国投資法では、外国投資は直接投資に限定されていたが、投資法では間接投資(証券投資)も投資に含まれるため、投資登録などの手続き面で、外国投資家に関するこの規定ぶりは不明確であるとの意見がある。
- (6) 金融、通信、建設、商業、保険、鉱業など、業種により個別に法が制定されている場合を指すと思われる。
- (7) 商業仲裁法令(2003年制定)の2条4項は、「外国要素を有する紛争は、一方もしくはすべての当事者が外国人、外国法人である商行為で発生した係争、または係争関係の確立、変更、停止が外国で発生した事案、または外国財産の係争に関連する財産の係争」と用語解釈がされている。
- (8) ベトナムは1995年に国連のニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認および執行に関する条約)に加盟している。ベトナムは、ベトナム国内裁判所における同条約の理解はベトナム憲法とベトナム法にしたがうという留保を付している。
- (9) Uy Ban Thuong Vu Quoc Hoi (国会常務委員会) “Bao Cao Giai Trinh, Tiep Thu Chinh Ly Mot Buoc Du Thao Luan Dau Tu Sau Phien Hop Thu Nhat Cua Quoc Hoi”

(「国会第一次審議後の投資法案の解説と部分修正に関する報告」)、2005年11月19日付、VCCIの法案、議定案に関する一般意見募集のためのウェブサイト (<http://www.vibonline.com.vn/> 2006年7月閲覧)。

- (10) 行政に対する訴え、告発の行為である。
- (11) ベトナム語で「co so」。基礎と訳されることが多い。企業の形態をとらない事業組織を意味する用語であるが、個人の事業や行政機関の傘下にある末端の非国家機関も含む多様な事業体を含んでいる。
- (12) 外国投資家がベトナム企業の資本、株式を取得する場合、一部の分野については政府による出資制限が存続する可能性がある。また外国企業によるM&Aに対しては、競争法の規定が適用される。第16次施行細則案では、外国投資家のM & Aにより、当該商品・サービスの市場占有率が30%を超える場合(ベトナム競争法11条2項、「市場における支配的地位」の規定)は、投資家は投資許可発行機関に文書で意見を求めなければならないとしている(11条3項-b)。
- (13) 政府が施行細則16次案(2006年7月時点)で示している外国投資に対する条件付投資リストは以下の通りである。

外国投資家に適用される条件付投資分野リスト

- 1 放送・TV
 - 2 文化的製品の生産、出版、流通
 - 3 保険、銀行、ブローカー、証券取引、通貨及び関連サービス
 - 4 鉱物資源の探鉱・開発
 - 5 通信手段の製造・設置・運転・保守業務
 - 6 河川港、海港、空港の建設・運営
 - 7 鉄道、航空、陸上、海・河川による商品、人の輸送
 - 8 漁業
 - 9 タバコ生産
 - 10 不動産経営
 - 11 輸出入・商業
 - 12 教育・訓練
 - 13 ベトナムが加盟している国際条約が外国投資家に対する市場開放を制限している他の分野
 - 14 上記分野の外国投資については、ベトナムが加盟する国際条約で定められる方法にしたがって、外国投資家に対して条件を適用する
-

- (14) ベトナムには、工業区、輸出加工区、ハイテク工業区、経済区、国境経済区など多様な形態の工業区が設置されている。
- (15) 減価償却に関する現行規則は、2003年12月12日付財務省決定206号(206/2003/QĐ-BTC)である。
- (16) 価格令により、国が市場での商品価格を規制している場合を意味している。電力価格、ガソリン価格などがその例である。

- (17) 2005年6月に設立された。
- (18) 国有企業改革は、所有と経営の分離を目的として進められているが、企業を監督する上部国家機関（中央省庁・機関、あるいは地方政府）が、企業経営に介入することが、主管制度の問題であった。
- (19) 1999年企業法に関しては、『日越経済交流ニュース』1999年11月、12月号に掲載された企業法訳文、安田信之他による企業法概要が参考になる（安田信之他 [1999]）。2005年企業法に関しては、ベトナム経済研究所による企業法全訳がある。またアセアン・センターのホームページに英語訳（<http://www.asean.or.jp/invest/guide/vietnam> 2006年7月閲覧）が掲載され、利用可能である。和文の企業法概要は、中小企業基盤整備機構のホームページで閲覧可能である（独立行政法人中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp> 2006年7月閲覧）。
- (20) 国有、協同組合、民間、外資などの多様な所有セクターから構成される社会主義を目指す市場経済の建設と国内の力を結集して国際経済統合を積極的に進めること。
- 株式化や他の形態による国有企業の再組織・再編を進めて国有企業と国有セクターの競争力を高めること。
- 企業活動の設立、管理、活動に関して、1999年企業法とこれに関連する諸行政文書による成果をさらに刷新し進歩させること。
- 企業家の経営自主権（事業分野への参入規制の緩和、自主的な企業統治構造）を尊重し、行政による許認可制度から登録制度に変えること。
- 行政サービスの対象として投資家、企業家を位置づけ、その意欲をそこなわないように、すでに認められている投資家の利益を投資許可期間内は継続して保護すること、会社の内部管理、経営自主権を尊重すること。同時に会社が法を遵守しているかどうかを検査する国家権限を担保すること。
- 内国民待遇や最恵国待遇に示されるような国際条約の基準に合致する内容を備えて企業法とし、引き続き平等で、透明で、安定し、円滑な経営環境を建設し完成すること。
- (21) Chinh Phu, Cong Hoa Xa Hoi Viet Nam, “Du Thao To Trinh Ve Du An Luat Donah Nghiep”（「企業法に関する国会説明案」）, 2005年9月27日付（<http://www.vibonline.com.vn/> 2005年10月閲覧）
- (22) 2005年企業法の企業グループに関する規定はきわめて少なく、国有企業再編の流れを試験的に取り込んだ結果と思われる。
- (23) 国有企業の再編で、大規模企業集団を形成する目的で、8分野で試験的に経済集団（ベトナム語でTap doan kinh te）を設立する方針があり、繊維、保険、通信、

鉱業、造船、電力ですでに企業グループの設立が決定されている。

- (24) 1999年法施行細則3号(03/2000/ND-CP)では、条件付の部門・業種は、他の関連法・規則の適用を受ける場合とし、具体的には金融、鉱業、石油・ガス、天然資源、航空、出版、新聞、教育、海事などで個別法の適用、医療、法律事務所、建設など専門職の資格を必要とする分野、業種である。
- (25) 国家機関、人民武装勢力が公的資金を使用して、その組織のための営利目的企業を設立する場合、企業設立者が公務員法に定める幹部、公務員である場合、人民軍所属機関、人民公安所属機関に属する士官、下士官等である場合、国有企業の国家資本代表者、未成年、刑事責任追及中の者、破産宣告を受けて3年を経過していない個人事業主、企業の社長がこの場合に該当する(13条)。
- (26) 経営登録承認証書に虚偽の記載があった場合、設立人が設立人になることを禁止された者である場合、企業登録承認証書交付から1年間にわたり納税番号を登録しなかった場合、2カ月連続して経営登録機関に通知せずに事業活動を中断した場合、文書による報告督促状の日時から3カ月以内に経営登録機関に報告を送付しなかった場合、禁じられた部門・業種の経営を行った場合が対象となる(165条)。
- (27) この変化は、個人独資有限を対象に含めたことからすると、ステークホルダーの保護とみることができる。また、旧法は外資による独資有限を対象としていなかったことから、この変化を外国投資法の実態に合わせたとみることもできるように思う。
- (28) 2005年企業法の英語版では、普通決議は「定款資本(charter capital)の」65%以上、特別決議は75%以上としている。ベトナム語版では、社員総会成立定数に関しては、「定款資本(von dieu le)」としているが、総会決議については「定款資本」という語句を使用していない。(アセアン・センターのウェブサイトに掲載のものを参照。2006年7月閲覧)
- (29) 特別決議事項は、株式の種類や種類ごとの売却権付株式数の決定、会社定款の修正・補充、会社の再編、解散に関する決定、簿価による会社資産総額の50%を超える資産売却である(104条3項b)。
- (30) 2006年7月26日付けで、計画投資省・公文書5495号(5495/BKH-DTNN)が関係省庁、地方政府に送付され、投資登録受付と投資証書の発給に関し暫定措置を講ずることとされた。この措置では、地方人民委員会に投資額2000万ドル未満もしくは3000億ドン未満の投資で、条件付リストに該当しない投資、工業区等管理委員会においては、4000万ドル以下もしくは6000億ドン以下で、条件付分野に属さない投資について、投資登録手続きと投資証明の発給を行うことを認めている。

〔参考文献〕

日本語文献

安田信之他 [1999] 「新ヴェトナム企業法の概要 株式会社規定を中心に」『国際商事法務』Vol.27、No.8、921-932ページ。

英語文献

Economy and Forecast Review & Legislation Department, Ministry of Planning and Development [2005] *Law on Investment (Vietnamese-English)*, Hanoi: Statistical Publishing House.

Vietnam Mid-term Consultative Group Meeting [2005] “Comments on the draft common investment law(CIL) and the draft united enterprise law(UEL),” *Vietnam Business Forum*, pp.32-43.